

2018年5月24日

株式会社 アイ・ピー・エス

代表取締役 宮下 幸治

問合せ先： 取締役管理本部長 林田 宣之 03-3549-7621

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上と株主利益の最大化を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要経営課題と位置づけ、取り組んでおります。その為、法令遵守を徹底し、経営の透明性を高め、監視機能の強化と意思決定の迅速化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則の全てを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮下 幸治	1,073,000	53.70
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ五号投資事業有限責任組合	107,000	5.36
株式会社ハウスメイトパートナーズ	100,000	5.01
鍛田 敏夫	91,200	4.56
Herbert Uy. Dy	80,800	4.04
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ i-S2 号投資事業有限責任組合	71,000	3.55
上森 雅子	50,000	2.50
上田 達也	50,000	2.50
投資事業組合オリックス9号	30,000	1.50
鍛田 豊男	30,000	1.50
長戸 大幸	30,000	1.50
加藤 恵一	30,000	1.50
日本テクノロジーベンチャーパートナーズ アイ七号投資事業有限責任組合	30,000	1.50

支配株主名	宮下幸治
親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引につきましては、原則として行わない方針であります。しかし、将来においてやむを得ず当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針としており、少数株主の利益が害されることのないよう適切に対応する予定であります。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
木村 義夫	他の会社の出身者												
藤井 裕史	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 義夫	○	—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識の元、当社の経営全般に適切な助言を頂く為、社外取締役として選任しました。
藤井 裕史	○	—	金融機関において長年の経験があり、フィリピンを含めた国際ビジネスにも経験を有しており、当社の経営全般について適切な助言をいただくことを期待して社外取締役に選任しました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上／上限の定めはない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査室は監査役による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。</p> <p>監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、監査方針及び監査結果についても、適宜、共有しております。また、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換をするなど相互連携を行うことにより、監視・牽制の有効性と効率性を高めております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大下 泰高	弁護士													
西村 誉弘	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大下 泰高	○	—	弁護士として専門的知識を有しており、適切な助言をして頂けるので、社外監査役として選任しました。
西村 誉弘	○	—	公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと考え、社外監査役として選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社の業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役，社外取締役，従業員，子会社の取締役，子会社の従業員，その他
該当項目に関する補足説明	

当社業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、社内規定において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、当社の業績および本人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営企画室で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室及び経営企画室で行っております。取締役会の資料は、原則として経営企画室より事前配布しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より、監査役監査、会計監査、内部監査の監査に関する情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役会に対する牽制機能を担わせることで、適切な経営の意思決定及び、業務執行を推進しています。

当社の取締役会は、取締役6名で構成されています。意思決定機関としての透明性・公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を果たすため、社外取締役2名を選任しています。また監査役3名(うち社外監査役2名)も取締役会に出席しており、より広い視野で経営の意思決定を行う体制としております。定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、経営の透明性・公平性を確保しつつ、迅速な経営判断を行うため、代表取締役社長を筆頭に経営幹部により構成された経営会議が原則、月1回開催されています。業務執行の重要事項についての審議を行い、代表取締役社長の意思決定機関として機能致します。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、うち1名が常勤監査役です。監査役会は、

月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の妥当性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また常勤監査役は、事業活動にかかる重要な会議にも出席しており、意思決定の妥当性検証を行っております。

会計監査については、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に準ずる監査を適時、適切に受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の構成員の3分の1、監査役会の構成員の3分の2は、社外役員である為、独立した立場での発言がさされると考えます。

監査役会は、豊富な経験と法律および会計専門的な幅広い見識を有している監査役3名（うち1名は常勤監査役）で構成されており、取締役会等の重要会議の出席等を通じて業務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互に連携しており、十分に監査機能を発揮しております。

従いまして、現体制により経営の透明性を高め、適切なコーポレート・ガバナンスが行われると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期に発送できるように努める所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、多くの株主様が出席できるように配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	決算説明会の定期的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会の定期的な開催を検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	I R 専用ページを開設し、適時開示資料を掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部門に I R 担当を配置する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対し、重要な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、情報開示規程を制定しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討するべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は全てのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えております。そのため、当社ホームページ及びその他さまざまな方法で、適時適切に情報開示を行ってまいります。
その他	当社では、優秀な人材については性別にかかわらず積極的に登用しており、取締役6名のうち男性5名、女性1名という構成となっております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

I. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ② 取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて監査役と監査法人と情報交換をしております。具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて監査法人、常勤監査役、内部監査室による情報交換と監査から得た課題について打合せを実施しております。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- ② 文書管理の責任は、管理部にあり、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する体制があります。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。
- ② 企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。
- ③ 内部監査室による内部監査により、各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する体制になっております。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務の執行を確保するようにしております。
- ② 取締役会のもとに取締役会事務局を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定をその情報を必要とする全社員に伝達しています。また、社長は経営会議や取締役会にて、当社の経営の現状や今後の進む方向を、役員を含む幹部社員に説明し、各幹部社員は、自分の業務について、その執行状況を報告しております。
- ③ 日常の職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等に基づいたワークフローシステムを使用し、権限者は意思決定ルールに則って決裁し、業務を分担する体制になっております。

V. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 持株比率が50%以上の子会社（2社）には、当社取締役を派遣し現地子会社の経営全般を担当しております。
- ② 関係会社管理規程を制定し、業務執行に係る重要な事項の報告を義務付ける等の指導・監督を行

っております。子会社は毎月の業況を当社取締役会に報告することとし、また、子会社が当社に承認を得なければならない事項は事前に決議を要するとするなど、当社が子会社の計画の進捗管理を行う体制を採っております。

- ③ 子会社の損失のリスクについては、リスク管理規程を定め、それに基づき管理を行っております。
- ④ 当社の監査役及び内部監査室による業務監査を行うこととしており、子会社の業務全般にわたるガバナンス管理の適切化を図っております。子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理部および経理財務部の担当部署が指導・育成に努めております。

VI 監査役の使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととしております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとしております。

VII. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社は取締役および使用人が監査役に報告すべき事項として経営会議で配布された資料、取締役会での資料、決裁申請での社長決裁案件に関しては全て提供しております。また監査役は必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができ、さらに取締役および使用人は、業務執行に係る重要な会議につき、監査役に招集の案内を送付し、監査役は必要に応じて会議に出席することができます。

VIII. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者で当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

IX. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- ① 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を整備する。

X. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役および内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行うとともに、取締役に對し業務執行に係る報告を定期的に求めることができます。また、取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力します。さらに取締役、執行役員及び使用人は、監査役監査基準に定めのある事項を尊重いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えており、「反社会的勢力排除規程」を制定し、コンプライアンス体制の維持に努めております。また、取引先等については、反社会的勢力排除実施要領に則り、調査を実施し反社会的勢力の該当性を確認いたします。

当社は、反社会的勢力との関係はありません。また、反社会的勢力排除規程により、以下のとおりの

反社会的勢力への対応方法を定めます。当該規程は、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその体制を定め、反社会的勢力との関係を遮断、排除し、反社会的勢力による被害を未然に防止することを目的としています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

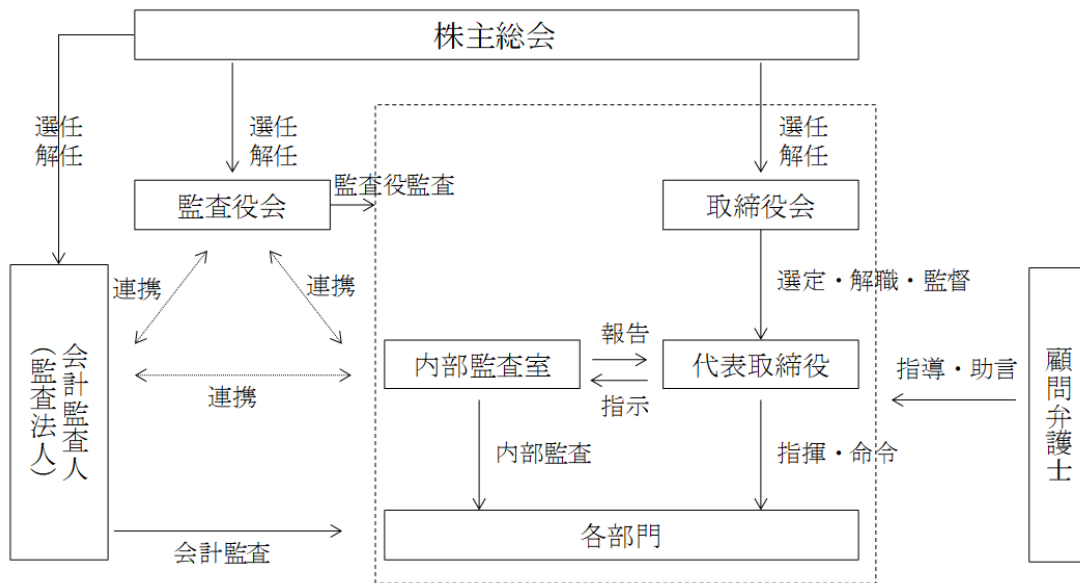
該当項目に関する補足説明

当社では、現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、今後検討すべき事項と考えております。

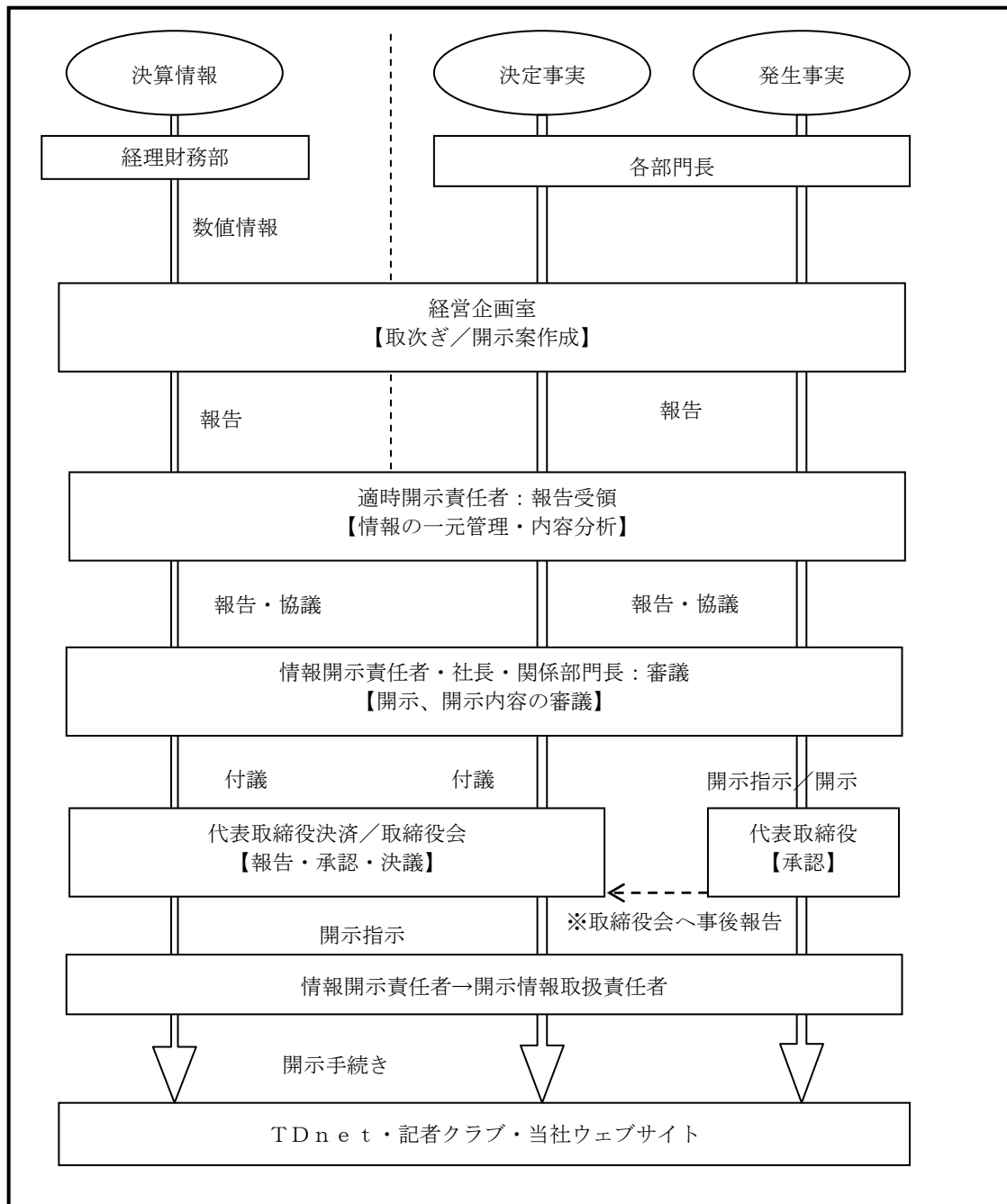
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) コーポレート・ガバナンス体制について
「様式図（参考資料）」をご参照ください。
- (2) 適時開示体制について
当社は、「適時開示体制の概要（模式図）」の要領に従い適時開示を行うものとしております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上